

令和5年度
第3回三島市地域包括支援センター運営懇話会 会議録

- 1 開催日時
令和6年2月15日(木) 午後1時15分～3時00分
(第3回三島市地域密着型サービス運営懇話会と合同開催。うち、本懇話会開催時間 午後1時15分～2時00分)
- 2 開催場所
三島市役所中央町別館4階 第1会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
榎澤委員(座長)、青田委員、金木委員、半田委員、鈴木(孝)委員、渡邊委員、近藤委員、鈴木(康)委員、本田委員、米山委員、中神委員、村瀬委員
 - (2) 事務局
＜地域包括ケア推進課＞
石井課長、木村副参事、伊藤技術主幹、福田副主任社会福祉士
＜介護保険課＞
鈴木課長、松田課長補佐、若狭副主任、中村保健師
- 4 会議の公開・非公開
公開
- 5 傍聴人
0人
- 6 会議の内容
 - (1) 令和4年度における三島市地域包括支援センターの事業評価について
【事務局説明(要旨)】
市町村や地域包括支援センターでは、それぞれの業務について厚生労働省が策定した全国統一の評価指標を用いて自分たちの取組状況を評価し、当懇話会に諮りながら必要な措置を講じなければならないとされている。
市町村に対する評価指標は59項目あり、三島市においては概ね達成している状況である。しかし各評価指標が達成している状況の中においても、漫然と同じ業務を続けていけばよいというものではなく、社会情勢の変化や地域の特性に合わせた手段や方法へとシフトし、限られた人員配置や予算において、行うべき重点課題を検討し、事業のスリム化を図る中で、最大の効果が発揮できるよう努めていく。
 - 【質疑・応答】**
(委員)
指標のひとつに、利用者のセルフマネジメントの推進という項目がある。この目的は、市民に対し、介護予防手帳等を活用しながら自立に向けた意識付けを図っていくものと思われる。全国的に達成率は低いですが、市民への啓発を含め、その手法について三島市としてどのように進めていくか。
(事務局)

三島市では地域包括支援センターの保健師を中心に、元気アップ手帳という名称の介護予防手帳を作成し、セルフマネジメントによる介護予防の普及啓発を実施している。

手帳を配布しただけではその効果が期待できないため、どのようなかたちで周知・運用していくかが今後の課題である。

(委員)

地域包括支援センターとして手帳を配布するだけでなく、手帳を活用しながら自立に向けた取り組みを実践していくことが重要だと思われるため、より効果的な事業となるよう検証してほしい。

(委員)

地域によって課題はそれぞれだと思われる。市全域の課題もあれば、地域ならではの課題もあるため、事業の検証をしていく際には、その点も踏まえて実施してほしい。

(委員)

成年後見制度の市長申立ての判断基準について、各包括とどのように共有しているか。

(事務局)

令和4年6月に厚労省から市長申立てにおける留意事項が示されている。この通知を基に各包括と共有を図った。

(2) 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託状況について

【事務局説明 (要旨)】

本業務を居宅介護支援事業所に委託する場合、特定の種類又は事業所に不当に偏ることのないよう、公正かつ中立に行わなければならないとされており、また委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため、当懇話会の議を経なければならないと規定されている。

一方で、利用者の状態あるいはニーズ、事業所側が提供するサービスが高い水準にあることなど様々なマッチングの観点から、利用率が高い事業所が生まれることは好ましい場合もあると思われる。

中立性及び公正性の確保や、制度による制約がある中においても、介護サービスを利用する高齢者や家族にとって最も利益が及ぼされるようにすべきであり、そういった視点で地域包括支援センターや居宅介護支援事業所のケアマネジャーが適切にマネジメントできるよう各事業所に指導していきたいと考えている。

また、介護予防のサービスを利用している高齢者のその後の要介護認定に与える変化や推移、またはサービスを利用した効果等について、特に通所型のサービスを利用した高齢者に着目し、様々な統計を活用して、その傾向や地域特性について継続的に調査研究していく。

【質疑・応答】

質疑、特になし。(委託について承認)

(3) 令和6年度における三島市地域包括支援センター運営事業の業務委託について

【事務局説明 (要旨)】

直営以外の地域包括支援センターについては、本年度の第1回地域包括支援センター運営懇話会において支障なくセンターの運営及び業務の遂行ができていると判断されているため、令和6年度も引き続き委託により運営を行っていく。

いずれの地域包括支援センターも令和7年3月31日までの契約期間となっており、令和7年度以降の業務委託については、令和6年2月議会での承認を得た上で、公募型プロポーザル方式

による受託者の選定を予定している。

また、現在策定中の第10次三島市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）では、日常生活圏域の再編を予定しており、日常生活圏域を6か所とする方向でいる。

新たな地区においては委託による地域包括支援センターの設置を検討しており、運営事業についても公募型プロポーザル方式による受託者の選定を予定している。

公募型プロポーザル方式の実施について御意見等をいただき御承認を賜りたい。

【質疑・応答】

（委員）

日常生活圏域が増えることに反対はしないが、最終的に何か所の圏域が必要であるかなど、それを裏付ける数値を明示しながら検討してほしい。圏域が増え地域包括支援センターが増えれば細部の支援はできると思うが、設置は必要最低限でよいと思う。現状、どのような考えでいるか。

（事務局）

国の方針としては、中学校区を基準として日常生活圏域を設置するよう示している。市内には中学校が7か所あるが、今後の高齢者の増加率などから検討し、6圏域が最終的な適正数と考えている。なお、県内ではすでに高齢者人口の減少を踏まえて日常生活圏域の変更や縮小を進めている市町村もある。

（委員）

公募型プロポーザル方式で事業所を選定していくと説明があったが、全国的にはどのような選定方法が採用されているか。

（事務局）

地域包括支援センターの委託契約については、公募によるものと随意契約によるものがある。市町村によっては、介護保険制度や高齢者の相談に対応できる事業所の数が少なく、運営面からもやむを得ず随意契約となっている。三島市においては複数の法人等が市内で運営しているため、公募により様々な提案を受けの中で、最も適正公平に運営できる事業所を選定する方式を採用したい。

（各委員）

異論なし。（公募型プロポーザル方式を進めていく）

（4）その他

令和5年度中において、三島北、北上、錦田の地域包括支援センターが保険者による運営指導を受けた。

指摘事項はなかったが、改善を要する事項があったので、各包括が必要な対応を行った。

【質疑・応答】

質疑、特になし。

【全体を通して】

（委員）

各事業の実施にあたり、スリム化と効率化を図り、無駄のない運営に努めてほしい。